

保護者様

城陽市立西城陽中学校
校長 松尾 貴仁

令和8年度学校諸費の口座振替金額について

若草の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育の進展にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、学校諸費の口座振替金額について、下記のとおりお知らせします。1年間保管をお願いします。今後とも口座振替の趣旨をご理解いただき、学校諸費の円滑な納入にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

- 1 口座振替日 毎月 10日(土、日、祝日の場合は翌日)
再振替20日(振替ができなかった場合のみ、土、日、祝日の場合は翌日)
※第1回目の振替日の5月11日(月)に、5月分を振替します。

2 学年別・月毎の振替金額

学年		1年	2年	3年
月	区分			
5月	PTA会費徴収あり	8,350	8,150	9,750
	PTA会費徴収なし	7,950	7,750	9,350
6月	PTA会費徴収あり	8,350	8,150	9,750
	PTA会費徴収なし	7,950	7,750	9,350
7月	PTA会費徴収あり	8,350	8,150	9,750
	PTA会費徴収なし	7,950	7,750	9,350
8月	PTA会費徴収あり	0	0	0
	PTA会費徴収なし	0	0	0
9月	PTA会費徴収あり	8,350	8,150	9,750
	PTA会費徴収なし	7,950	7,750	9,350
10月	PTA会費徴収あり	8,350	8,150	9,750
	PTA会費徴収なし	7,950	7,750	9,350
11月	PTA会費徴収あり	8,350	8,150	9,750
	PTA会費徴収なし	7,950	7,750	9,350
12月	PTA会費徴収あり	8,350	8,150	9,750
	PTA会費徴収なし	7,950	7,750	9,350
1月	PTA会費徴収あり	8,350	8,150	9,750
	PTA会費徴収なし	7,950	7,750	9,350
2月	PTA会費徴収あり	調整額	調整額	調整額
	PTA会費徴収なし	調整額	調整額	調整額

3 口座振替金額の内訳

1年

月	給食費	教材費	生徒会費	学年費	PTA会費	修学旅行
5月	5,000	2,500	300	150	400	旅行者による 旅行積立プラン を利用
6月	5,000	2,500	300	150	400	
7月	5,000	2,500	300	150	400	
8月	0	0	0	0	0	
9月	5,000	2,500	300	150	400	
10月	5,000	2,500	300	150	400	
11月	5,000	2,500	300	150	400	
12月	5,000	2,500	300	150	400	
1月	5,000	2,500	300	150	400	
2月	調整	調整				

2年

月	給食費	教材費	生徒会費	学年費	PTA会費	修学旅行
5月	5,000	2,300	300	150	400	旅行者による 旅行積立プラン を利用
6月	5,000	2,300	300	150	400	
7月	5,000	2,300	300	150	400	
8月	0	0	0	0	0	
9月	5,000	2,300	300	150	400	
10月	5,000	2,300	300	150	400	
11月	5,000	2,300	300	150	400	
12月	5,000	2,300	300	150	400	
1月	5,000	2,300	300	150	400	
2月	調整	調整				

3年

月	給食費	教材費	生徒会費	学年費	PTA会費
5月	5,000	3,900	300	150	400
6月	5,000	3,900	300	150	400
7月	5,000	3,900	300	150	400
8月	0	0	0	0	0
9月	5,000	3,900	300	150	400
10月	5,000	3,900	300	150	400
11月	5,000	3,900	300	150	400
12月	5,000	3,900	300	150	400
1月	5,000	3,900	300	150	400
2月	調整	調整			

4 その他

- ・10日振替後、振替不能の場合は、20日に再度振替します。(2月以外)
振替日前日までに、諸費の口座へ入金をお願いします。
- ・再振替後、振替不能の場合は、学校より文書でお知らせします。通知文に記載されている学校代表
口座に指定期日までに振込又は現金で納入をお願いします。振込手数料は保護者様負担となり
ますのでご了承ください。
- ・給食費は2月に精算します。
- ・PTA会費は、1家庭で3,600円(月額300円×12ヶ月分)徴収します。兄弟姉妹で在籍している
場合は兄弟より徴収します。(弟妹は徴収しません)
- ・学級費は1,350円を、PTA会費は12ヶ月分を9ヶ月で徴収します。

学級費	1,350円(150円×9ヶ月)
PTA会費	3,600円(300円×12ヶ月)÷9ヶ月=400円

・就学援助を受給されている場合は、給食費は徴収しません。修学旅行については、就学援助の受給の有無に
関わらず、旅行者へ積立をお願いします。修学旅行実施日に就学援助が受給される場合は、修学旅行費が
支給されます。